

情報提供とサービス



郵送で

- ご契約現況のお知らせ
ご契約ごとに毎年4回、ご契約内容(積立金額、ユニット・プライス、死亡給付金額など)についてお知らせします。
- 運用実績レポート
毎年4回、特別勘定の運用経過、資産の内訳などについてお知らせします。
- 変額個人年金保険(08)A型(特別勘定)決算のお知らせ
事業年度決算後、特別勘定の運用実績や運用収支状況などについて、お知らせします。
- 積立金額目標到達のお知らせ
積立金額が、お客さまがあらかじめ指定した所定の水準に到達した場合にお知らせします。



電話で

アクサ生命
カスタマーサービスセンター

TEL 0120-933-399

9:00~17:00
(土・日・祝日および12/31~1/3を除く)

- 契約内容、特別勘定の運用状況についてのご照会
- 契約内容の変更や給付金請求などの各種お手続き
- 各種お問い合わせ



インターネットで

アクサ生命
ホームページ

<http://www.axa.co.jp/life>

- 会社案内、商品案内
 - ユニット・プライス推移、特別勘定の運用実績
 - 「ご契約者さま専用インターネットサービス」によるご契約内容・積立金の照会
- *「ご契約者さま専用インターネットサービス」のご利用には事前の登録が必要です。

募集代理店からのご説明事項

- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまのほかのお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- この保険は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。そのため、預金とは異なり元本保証はありません。
- この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

募集代理店

引受保険会社



アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

→ アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>

アクサの原資保証の投資型年金

変額個人年金保険(08)A型

アクサの
原資保証の
投資型年金

10年後年金原資額100%最低保証

この商品は新規の販売を停止しています。
記載の内容は当資料が作成された時点のもので、
既にご契約いただいているお客さまの参考資料です。
新規のご契約のためにはご利用いただけません。



www.axa.co.jp/life/

この商品は、アクサ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

保険をくると変える。



redefining / standards

2012.04

たとえば、

『あまりリスクはとりたくないけれど、
資産を少しでもふやしたい…』

などと、感じられたことはありませんか？

みなさま、アクサにおまかせください!!

アクサの
原資保証の**投資型年金**
10年後年金原資額100%最低保証
変額個人年金保険(08)A型



△ご注意いただきたい事項

変額個人年金保険の投資リスクについて

- この保険は、積立金額および解約払戻金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。
- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額などが一時払保険料を下回る場合があります。
- 特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。

諸費用について ※くわしくはP9をご覧ください。

- 【ご契約時】
- 契約初期費:一時払保険料に対して5.0%
- 【積立期間中】
- 保険関係費:特別勘定の積立金額に対して年率2.95%
 - 運用関係費:投資信託の純資産総額に対して年率0.315%程度(税抜:0.30%程度)
※運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。
- 【年金支払期間中】
- 年金管理費:年金額に対して1.0%
※年金支払特約などによりお受け取りいただく年金を含みます。※将来変更される可能性があります。

商品
コンセプト
1


AXAの世界最大級*1の保険・資産運用グループとしての
資産運用ノウハウを最大限活用!

AXAは世界最大級*1の保険・資産運用グループです。この商品では、AXAグループの一員で、かつ世界有数の資産運用会社でもあるアライアンス・パースタイン社に運用を委託することで、AXAグループが持つ資産運用のノウハウを最大限活用しています。

*1 出所/FORTUNE "GLOBAL 500, 2011"



※ご参考
日本の一般会計予算
(2010年度)
約92兆2,992億円



AXAの運用資産総額
(2010年末)
約120兆1,152億円
(約1兆1,040億ユーロ)*2

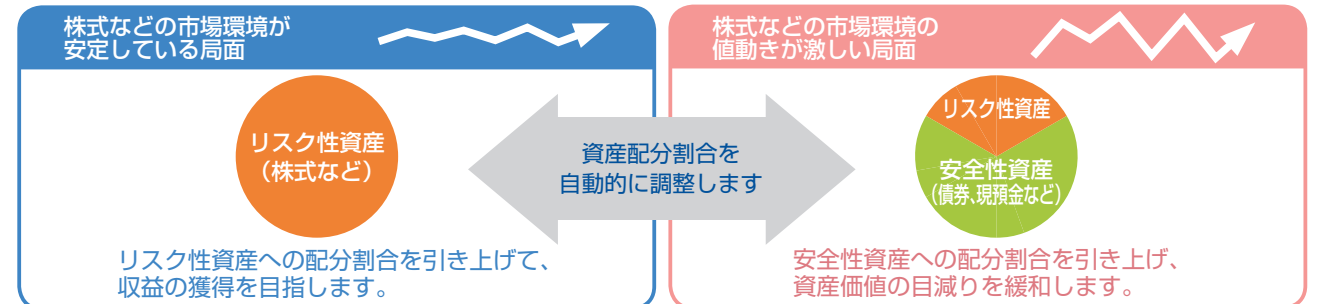
*2 換算レート:1ユーロ=¥108.80
(2010年12月末)

商品
コンセプト
2

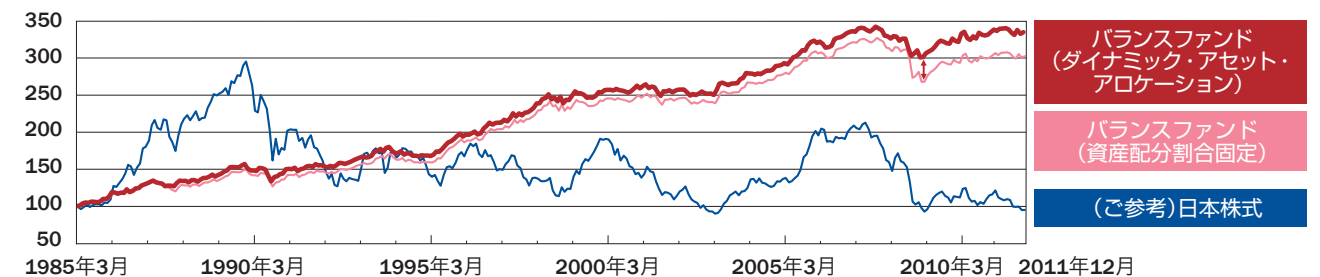
投資に係るリスクを限定しながら資産を安定的に成長させる
“ダイナミック・アセット・アロケーション”を導入!

この商品では、投資に係る資産の下落リスクの軽減と、資産の安定的な成長を目的として
“ダイナミック・アセット・アロケーション”を導入しています。

●“ダイナミック・アセット・アロケーション”のイメージ●



ご参考 “ダイナミック・アセット・アロケーション”の効果 (諸費用相当控除前、課税前)



- [算出前提条件] 参考指数の過去の月次データに基づき、各参考指数を基準とする資産配分割合で組み合わせたポートフォリオ(月次リバランス)を組成し、資産配分割合を固定した場合の推移と“ダイナミック・アセット・アロケーション”を行った場合の累積収益の推移を表示したもので、投資に係る費用および税金などは一切考慮していません。
 - [参考指数と基準とする資産配分割合] P6「参考指数の推移とアロケーションα(2010)株式配分割合シミュレーション」における「2.「参考指数と基準とする資産配分割合」と同様。
- ※ 1985年3月末日に100を投資した場合の各資産額の推移を示しています。
 ※ データ対象期間:1985年3月末日~2011年12月末日
 ※ データ出所:イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社
 (Copyright ©2012 Ibbotson Associates Japan, Inc. 著作権などすべての権利を有する同社から使用許諾を得ている。)

△記載のイメージおよびグラフは、“ダイナミック・アセット・アロケーション”のしくみを理解していただくために、上記の算出前提条件により運用を行ったと仮定した場合のシミュレーションを事後的に検証したものであり、実際の特別勘定の実績とは異なります。あくまでも仮定の数値およびその推移に過ぎず、特別勘定の運用成果や実績を保証・予測するものではありません。特別勘定運用の詳細につきましては、P5もしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

商品
コンセプト
3

積立期間中の運用実績にかかわらず、
年金原資額は基本保険金額(一時払保険料)の100%を最低保証!

商品の詳細については ……………▶……………▶

ポイント 期待のしくみ

1 投資に係るリスクを限定し、
安定的なパフォーマンスを実現する
特別勘定運用

- 特別勘定資産の安定的な成長と収益の確保を目的として、株式などの市場環境に応じて、主な投資対象となる投資信託の資産配分割合を自動的に調整します。(原則として株式配分割合最大30%)
- △ 運用開始時期によって、資産配分割合が異なる場合があります。
- △ 積立期間中に積立金額がなくなった場合は、それ以降特別勘定での運用は行わないため、その後の資産配分割合の調整は行いません。

ポイント 確実のしくみ

2 10年後の年金
基本保険金額
100%を最低
保証

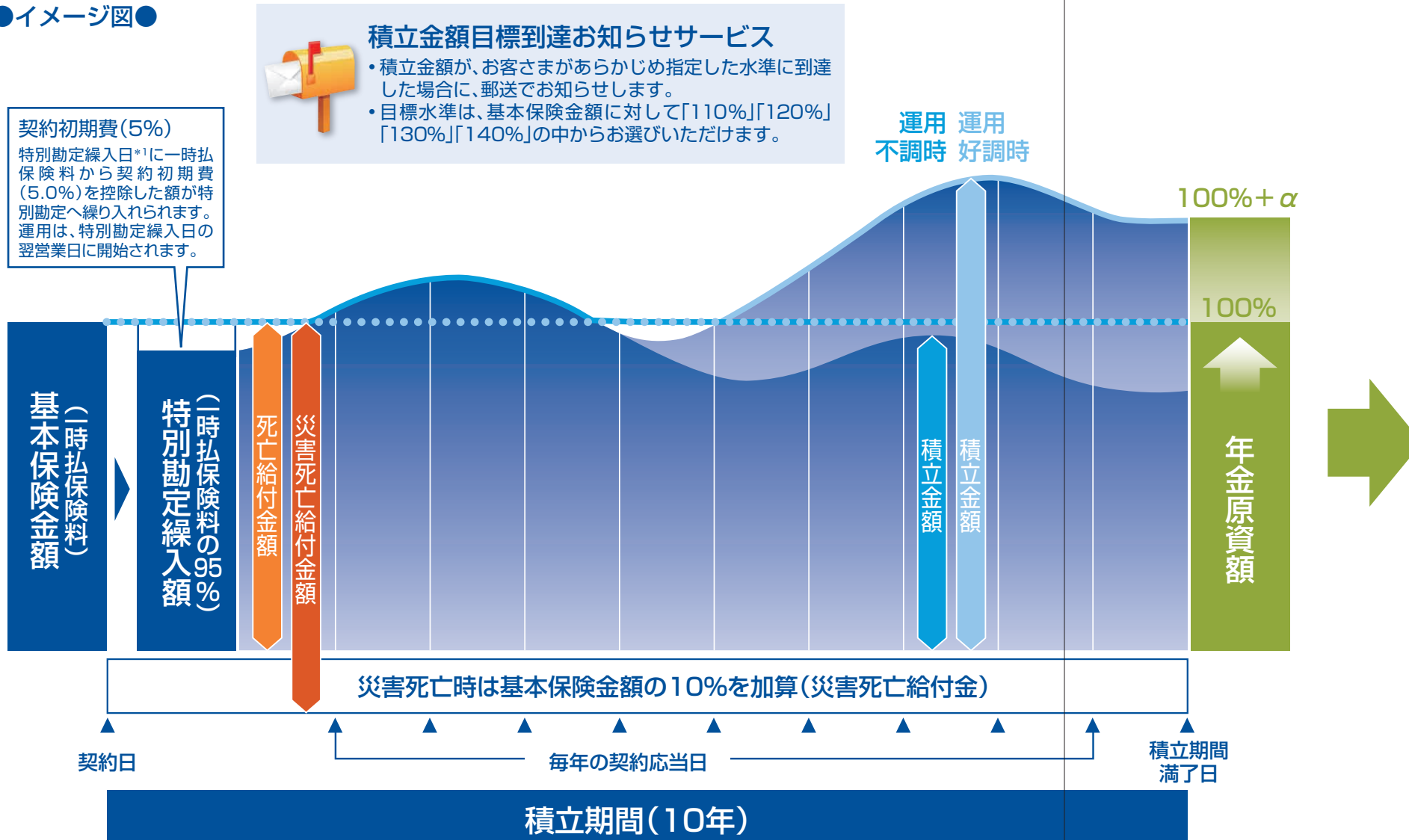
- 積立期間中の運用実績にかかわらず、原資額は、基本保険金額(一時払保険料)の100%を最低保証されています。
- 運用が好調で、積立期間満了時額(一時払保険料)を上回った場になります。
- △ 積立期間中に解約、一部解約を金額には最低保証はありません。

ポイント 安心のしくみ

3 積立期間中の死亡給付金額は、
基本保険金額(一時払保険料)の
100%を最低保証

- 積立期間中の運用実績にかかわらず、死亡給付金額は基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されています。
- 被保険者がお亡くなりになった日における積立金額が、基本保険金額(一時払保険料)を上回っている場合は、その金額を死亡給付金額としてお支払いします。
- △ 責任開始の日から2年以内の自殺など、死亡給付金などをお支払いできない場合があります。

●イメージ図●



積立金額目標到達お知らせサービス

- 積立金額が、お客さまがあらかじめ指定した水準に到達した場合に、郵送でお知らせします。
- 目標水準は、基本保険金額に対して「110%」「120%」「130%」「140%」の中からお選びいただけます。

契約初期費(5%)
特別勘定繰入日*1に一時払保険料から契約初期費(5.0%)を控除した額が特別勘定へ繰り入れられます。運用は、特別勘定繰入日の翌営業日に開始されます。

*1 「アクサ生命が契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目(アクサ生命の休業日にあたる場合は、翌営業日)」のいずれか遅い日
 ※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額の推移などを、保証・予測するものではありません。
 ※死亡時のお取扱いについてくわしくはP7をご覧ください。

積立期間満了後のお受取方法

お受け取りいただく年金の種類をお選びいただけます。また、年金での受け取りにかえて、年金原資相当額を一括でお受け取りいただくことも可能です。

- 年金でのお受け取り
 - ➔年金の種類は、「確定年金(5年～40年)、1年単位」「保証期間付終身年金(保証期間:5年・10年・15年・20年)」「保証期間付夫婦連生終身年金(保証期間:5年・10年・15年・20年)」「一時金付終身年金」からご選択いただけます。(くわしくはP7をご覧ください。)
 - ※お受け取りいただく年金は一般勘定で運用されます。
 - ※ご契約時にご選択いただける年金の種類は確定年金(年金支払期間:5年・10年)のみですが、年金支払開始日前に、年金支払期間の変更や他の年金の種類への変更をすることができます。
 - ※年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金原資額をもとに年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算した金額となります。



- 一括でのお受け取り(一括支払)
 - ➔年金でのお受け取りにかえて、年金原資相当額を一括でお受け取りいただくことができます。
 - ※年金原資相当額を一括でお受け取りいただけるのは、確定年金をご選択された場合のみとなります。

一括受取
(一括支払)

特別勘定

[2012年1月現在]

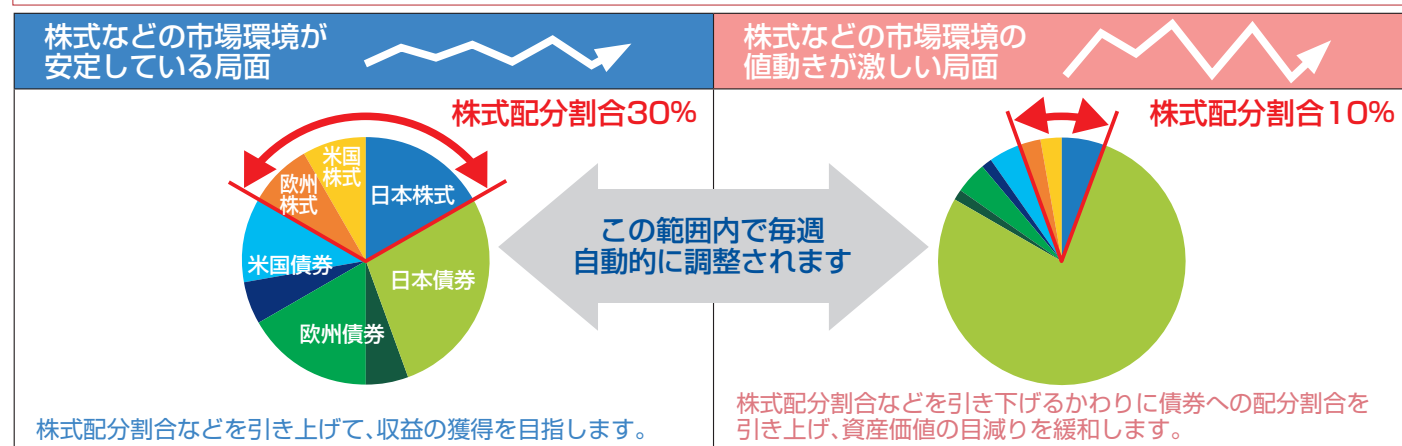
- △ 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額などが一時払保険料を下回る場合があります。
- △ 特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- △ 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。 → くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

特別勘定名	アロケーションα(2010)		
利用する投資信託名	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・アロケーション(30/70)		
利用する投資信託の運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 当ファンドは、主として、マザーファンド受益証券、わが国の政府短期証券などの国債および政府保証付債券(短期国債など)、金融派生商品(デリバティブ)などを主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。 ● 各マザーファンドは下記のベンチマークに連動した投資成果をめざします。 ● 各マザーファンドが主要投資対象とする資産の価格変動性に応じて、実質的な資産配分を機動的に見直し、リスク・コントロールを図ります。 ● 実質的な株式への資産配分は、原則として当ファンドの純資産総額の10%~30%とします。リスク・コントロールの観点から、市場動向に応じて、実質的な株式への資産配分を機動的に見直します。実質的な株式への資産配分のうち、原則として50%を日本株式、25%を米国株式、25%を欧州株式に配分します。米国株式および欧州株式への配分に伴う実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ● 実質的な債券への資産配分は、原則として当ファンドの純資産総額の70%~90%とします。リスク・コントロールの観点から、市場動向に応じて、実質的な債券への資産配分を機動的に見直します。実質的な債券への資産配分のうち、原則として40%~90%を日本債券、10%~60%を米国債券および欧州債券に配分します。原則として、実質的な債券への配分の15%相当を上限として、米ドルおよびユーロの通貨ポジションを保有します。 ● 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引および外国為替予約取引を行うことができます。 → くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。 		
利用する投資信託の各マザーファンドとベンチマーク	資産の種類	マザーファンド	ベンチマーク
	日本債券	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	パークレイズ・キャピタル 日本10年国債先物インデックス
	米国債券(円ベース)	アライアンス・バーンスタイン・米国債券インデックス(円ベース)	パークレイズ・キャピタル 米国10年国債先物インデックス(円ヘッジ)
	米国債券(米ドルベース)	アライアンス・バーンスタイン・マザーファンド	
	欧州債券(円ベース)	アライアンス・バーンスタイン・欧州債券インデックス(円ベース)	パークレイズ・キャピタル ユーロ10年国債先物インデックス(円ヘッジ)
	欧州債券(ユーロベース)	アライアンス・バーンスタイン・マザーファンド	
	日本株式	アライアンス・バーンスタイン・日本株式インデックス・マザーファンド	TOPIX(東証株価指数、配当込み)
	米国株式(米ドルベース)	アライアンス・バーンスタイン・米国株式インデックス・マザーファンド	S&P500株価指数(円ベース)
	欧州株式(ユーロベース)	アライアンス・バーンスタイン・欧州株式インデックス・マザーファンド	ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストック50種インデックス(円ベース)
運用関係費	投資信託の純資産総額に対して年率0.315%程度(税抜:0.30%程度) → くわしくはP9をご覧ください。		
利用する投資信託の委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社		

※特別勘定の種類、運用方針および委託会社などの運用協力会社は、法令などの改正または効率的な資産運用が困難になるなどの理由により、変更されることがあります。なお、委託会社などの運用協力会社については、運用成績の悪化など、アクサ生命がお客さまの資産運用にふさわしくないと思われる場合、変更させていただくことがあります。
※特別勘定には、各種支払などに備え、一定の現金、預金などを保有することがあります。

(ご参考)アロケーションα(2010)における資産配分割合の調整イメージ

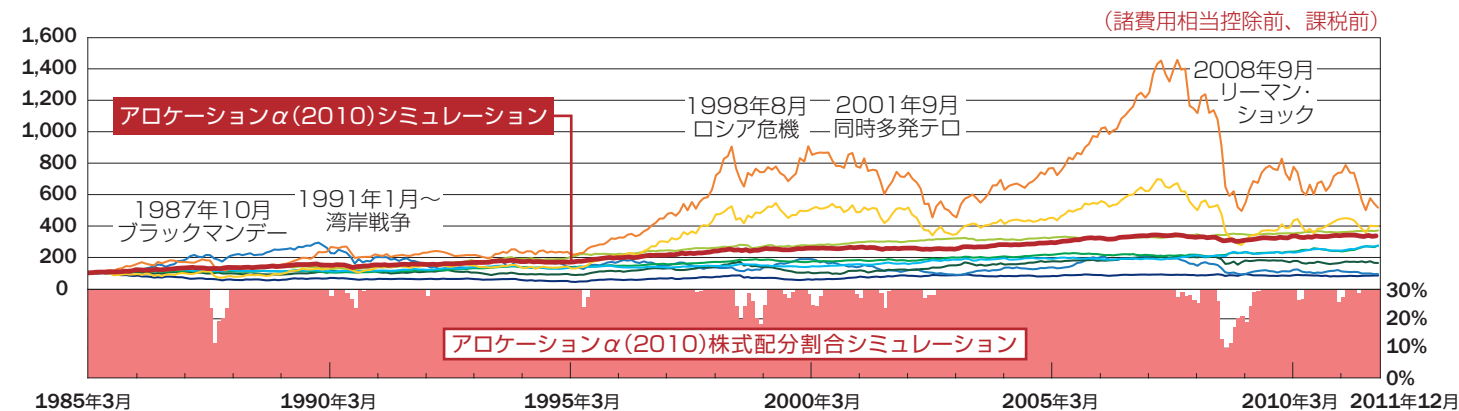
△ 記載の図はあくまでもイメージです。特別勘定運用の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をご覧ください。



(ご参考)参考指数の推移とアロケーションα(2010)株式配分割合シミュレーション

△ 本グラフは、下記の算出前提条件により運用を行ったと仮定した場合の、ポートフォリオと下記の参考指数およびポートフォリオの株式配分割合の推移を事後的に検証したものであり、実際の特別勘定の実績とは異なります。あくまでも仮定の数値およびその推移に過ぎず、特別勘定の運用成果や実績を保証・予測するものではありません。

- [算出前提条件]アロケーションα(2010)シミュレーション(左軸)は、参考指数の過去の月次データに基づき、各参考指数を基準とする資産配分割合で組み合わせたポートフォリオを組成し、『アクサの原資保証の投資型年金』の特別勘定における資産配分割合の調整方法を踏まえて月次で調整したと仮定した場合の累積収益の推移で、投資に係る費用および税金などは一切考慮していません。またアロケーションα(2010)株式配分割合シミュレーション(右軸)は、アロケーションα(2010)シミュレーションにおける株式配分割合の推移を表しています。
- [参考指数と基準とする資産配分割合]
 - 日本債券:イボットソン・アソシエイツ・ジャパン 日本長期国債先物理論価格指数(証拠金含む) : 30%
 - 米国債券(円ベース):イボットソン・アソシエイツ・ジャパン 米国10年国債先物理論価格指数(円ヘッジベース、証拠金除く) : 15%
 - 米国債券(米ドルベース):イボットソン・アソシエイツ・ジャパン 米国10年国債先物理論価格指数(円ベース、証拠金除く) : 5%
 - 欧州債券(円ベース):イボットソン・アソシエイツ・ジャパン 欧州10年国債先物理論価格指数(円ヘッジベース、証拠金除く) : 15%
 - 欧州債券(ユーロベース):イボットソン・アソシエイツ・ジャパン 欧州10年国債先物理論価格指数(円ベース、証拠金除く) : 5%
 - 日本株式:東証1部上場銘柄の時価総額加重投資収益率 : 15%
 - 米国株式(米ドルベース):S&P500種株価指数トータルリターン(円ベース) : 7.5%
 - 欧州株式(ユーロベース):イボットソン・アソシエイツ・ジャパン・ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストック50指数トータルリターン(円ベース) : 7.5%



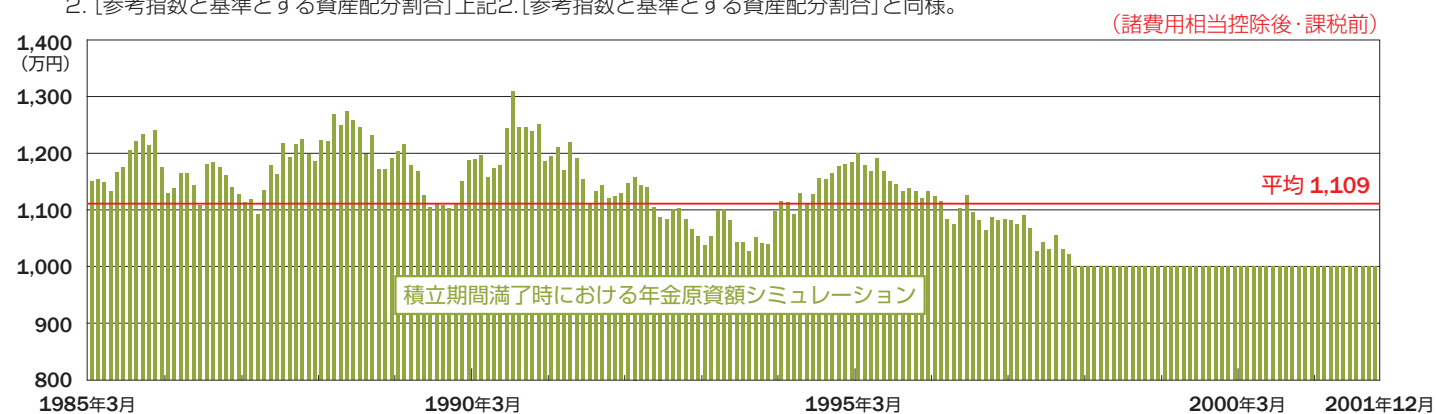
※アロケーションα(2010)シミュレーション(左軸)は1985年3月末日に100を投資した場合の各資産額の推移を示しています。
※データ対象期間:1985年3月末日~2011年12月末日
※データ出所:イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社
(Copyright ©2012 Ibbotson Associates Japan, Inc. 著作権などすべての権利を有する本社から使用許諾を得ている。)

(ご参考)年金原資額シミュレーション

△ 本グラフは、下記の算出前提条件により運用を行ったと仮定した場合のシミュレーションを事後的に検証したものであり、実際の特別勘定の実績とは異なります。あくまでも仮定の数値およびその推移に過ぎず、特別勘定の運用成果や実績を保証・予測するものではありません。

- 下記の算出前提条件をもとに組成したポートフォリオの累積収益率をもとに、『アクサの原資保証の投資型年金』の特別勘定における資産配分割合の調整方法を用いて10年間運用したと仮定したシミュレーションにおける、積立期間満了時における「年金原資額」を運用開始時期毎に棒グラフ化したものです。

- [算出前提条件]参考指数の過去の月次データに基づき、各参考指数を基準とする資産配分割合で組み合わせたポートフォリオを組成し、『アクサの原資保証の投資型年金』の特別勘定における資産配分割合の調整方法を踏まえて月次で調整したと仮定。契約初期費(5%)を特別勘定繰入前に投資額(一時払保険料1,000万円)から控除し、保険関係費(年率2.95%)および運用関係費(年率0.315%)相当額を月割りで控除。
- [参考指数と基準とする資産配分割合]上記2.[参考指数と基準とする資産配分割合]と同様。



※データ対象期間:1985年3月末日~2011年12月末日
※データ出所:イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社
(Copyright ©2012 Ibbotson Associates Japan, Inc. 著作権などすべての権利を有する本社から使用許諾を得ている。)

年金の種類

⚠️ 年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金原資額をもとに年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算した金額となります。

年金の種類	
確定年金	<ul style="list-style-type: none"> ●年金支払開始日以後、年金支払期間中の年金支払日に被保険者が生存されている場合に年金をお支払いします。 ●年金支払期間は5年～40年の間(1年単位)となります。
保証期間付終身年金	<ul style="list-style-type: none"> ●年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、終身にわたって年金をお支払いします。 ●保証期間は5年・10年・15年・20年のいずれかとなります。
保証期間付夫婦連生終身年金	<ul style="list-style-type: none"> ●年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者または被保険者の配偶者が生存されている限り、終身にわたって年金をお支払いします。 ●保証期間は5年・10年・15年・20年のいずれかとなります。
一時金付終身年金	<ul style="list-style-type: none"> ●年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、終身にわたって年金をお支払いします。

※お受け取りいただく年金は一般勘定で運用されます。

※ご契約時にご選択いただける年金の種類は確定年金(年金支払期間:5年・10年)のみですが、年金支払開始日前に、年金支払期間の変更や、他の年金の種類への変更をすることができます。

※年金支払開始日の被保険者の年齢と、保証期間(確定年金の場合は年金支払期間)の和が105をこえる場合はお取扱いできません。

※年金額が10万円未満となる場合には、年金払のお取扱いはできません。

※年金額が3,000万円をこえる場合には、3,000万円をこえる部分については、年金受取人に一時金でお支払いします。

死亡保障

⚠️ 責任開始の日から2年以内の自殺など、死亡給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、被保険者がお亡くなりになった日の積立金額をお支払いします。

	給付金名称	給付金額	給付金受取人		
積立期間	年金支払開始日前に死亡された場合	被保険者がお亡くなりになった日における右記のうち、いずれか大きい金額をお支払いします。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>基本保険金額</td> </tr> <tr> <td>積立金額</td> </tr> </table>	基本保険金額	積立金額	死亡給付金受取人
	基本保険金額				
積立金額					
年金支払開始日前に所定の不慮の事故や所定の感染症により死亡された場合	対象となる不慮の事故や所定の感染症によりお亡くなりになった場合には、基本保険金額の10%を死亡給付金額に加算してお支払いします。				

※契約日から特別勘定繰入日前日までの期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡給付金額は、被保険者がお亡くなりになった日における基本保険金額となります。

年金支払特約	死亡給付金(災害死亡給付金)などを、一時金にかえて遺族年金(一般勘定で運用する年金)としてお受け取りいただくこともできます。
--------	--

※この特約の年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金基金設定時の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算され算出されるものです。

ご契約の解約などのお取扱い

⚠️ 解約払戻金額は特別勘定の運用実績に基づいて変動します。そのため、運用実績によっては、ご契約を解約した場合の解約払戻金額が一時払保険料を下回る場合があります。(解約払戻金額に最低保証はありません。)

積立期間中(ご請求者:ご契約者)

解約	<ul style="list-style-type: none"> ●完備した必要書類をアクサ生命の本社が受付けた日の翌営業日(解約日)における積立金額を、一括でお受け取りいただけます。 ※解約日が特別勘定繰入日より前となる場合は、解約払戻金額は基本保険金額(原則として一時払保険料と同額)となります。
一部解約	<ul style="list-style-type: none"> ●一部解約請求金額をご指定いただき、その金額をお受け取りいただけます。 ●一部解約をした場合、積立金額から一部解約請求金額と同額が控除され、基本保険金額も、一部解約前と後との積立金額と同一割合で減額されます。 ※一部解約日の前日の積立金額から一部解約請求金額を差し引いた額が50万円未満となる場合、一部解約日の一部解約前の積立金額が一部解約請求金額以下となる場合、一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合には、一部解約のお取扱いはできません。

税務のお取扱い

⚠️ 記載の税務についてのお取扱いは、平成24年1月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別のお取扱いについて、くわしくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

ご契約時

●お払込みいただいた保険料

一時払保険料	一般の生命保険料控除の対象となります。
--------	---------------------

※他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。この保険は保険料のお払込み方法が一時払ですので、この生命保険料控除が適用されるのは、契約初年度のみとなります。契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人および死亡給付金受取人が、ご契約者本人またはその配偶者、もしくはその他の親族(6親等以内の血族と3親等以内の姻族)の場合に適用されます。個人年金保険料控除の対象とはなりません。

積立期間中

●解約時に差益が発生した場合にかかる税金

年金の種類	ご契約後5年以内の場合	ご契約後5年超の場合
確定年金	20%源泉分離課税	所得税(一時所得)、住民税
保証期間付終身年金 保証期間付夫婦連生終身年金 一時金付終身年金	所得税(一時所得)、住民税	

●死亡給付金(災害死亡給付金を含みます)のお受け取り時にかかる税金

契約形態			一括でお受け取りいただく場合
ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税 ^{*1}
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)、住民税
本人	配偶者	子	贈与税

*1 相続税法第12条「生命保険金の相続税非課税枠」が適用されます。

年金支払期間中

●年金のお受け取り時にかかる税金

年金額	所得税(雑所得)、住民税
-----	--------------

●年金を一括でお受け取りいただく場合

年金の種類	税の種類
確定年金	所得税(一時所得)、住民税
保証期間付終身年金 保証期間付夫婦連生終身年金 一時金付終身年金	所得税(雑所得)、住民税

●死亡一時金のお受け取り時にかかる税金

契約形態			一括でお受け取りいただく場合
ご契約者	被保険者	年金受取人	
本人	本人	本人→相続人	相続税 ^{*2}
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)、住民税

*2 相続税法第12条「生命保険金の相続税非課税枠」は適用されません。

ご契約のお取扱い

被保険者のご契約年齢	15歳～80歳（契約日における満年齢）	
積立期間	10年	
年金支払開始年齢	25歳～90歳	
基本保険金額（一時払保険料）	最低300万円／最高5億円／1万円単位	※限度額は、同一被保険者につき変額個人年金保険(08)のみで通算します。
保険料払込方法	一時払	
責任開始日	「被保険者告知日」または「アクサ生命が保険料を領収した日」のいずれか遅い日 ※この日よりご契約上の保障(責任)が開始されます。	
契約日	責任開始日 ※この日を基準としてご契約年齢や積立期間などを計算します。	
特別勘定繰入日	「アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目(アクサ生命の休業日にあたる場合は、翌営業日)」のいずれか遅い日 ※この日に一時払保険料から契約初期費(5.0%)を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。	
付加できる主な特約	年金支払特約	死亡給付金などの全部または一部を年金でお受け取りになることができます。 ※ご契約時は確定年金(年金支払期間:5・10・15・20・25・30・36年のいずれか)から選択可能。
	指定代理請求特約	年金受取人が年金の請求を行う意思表示が困難であるとアクサ生命が認めた場合などに、年金受取人に代わり予め指定した指定代理請求人が年金を請求することができます。 ※指定代理請求人についてくわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
基本保険金額の増額	お取扱いいたしません。	
契約者貸付	お取扱いいたしません。	

諸費用

△この保険では、ご契約時は「契約初期費」、積立期間中は「保険関係費」「運用関係費」の合計額、年金支払期間中は「年金管理費」をお客さまにご負担いただきます。

ご契約時

項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結などに必要な費用	一時払保険料に対して 5.0% 特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

積立期間中

項目	費用	ご負担いただく時期
保険関係費	年金原資の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、およびご契約の維持などに必要な費用	特別勘定の積立金額に対して 年率2.95% 積立金額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報酬など、特別勘定の運用に必要な費用	投資信託の純資産総額に対して 年率0.315%程度(税抜:0.30%程度) 特別勘定にて利用する投資信託における純資産総額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料及び消費税などの税金などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

年金支払期間中

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理などに必要な費用	年金額に対して 1.0% 年金支払日に、責任準備金から控除します。

※年金支払特約などによりお受け取りいただく年金を含みます。
※年金管理費は、将来変更される可能性があります。

△ご留意いただきたい事項

投資リスクについて

- この保険は、積立金額および解約払戻金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。
- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額などが一時払保険料を下回る場合があります。
- 特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。

このご案内は、商品の概要を説明したものです。

変額個人年金保険(08)A型のご検討に際しては、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについて、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用などについてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

(「ご契約のしおり・約款」記載事項の例)

- ◆クーリング・オフ制度(お申込みの撤回など)
- ◆告知について
- ◆保障の責任開始期および契約日について
- ◆主契約について
- ◆特約について
- ◆給付金をお支払いしない場合などについて
- ◆ご契約の解約・一部解約と解約払戻金について

本商品はクーリング・オフ制度の対象となります。

ご契約の申込日、または一時払保険料相当額がアクサ生命の口座に着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額を全額お返しします。

アクサ生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である引受保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構(TEL 03-3286-2820「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時」ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>)までお問い合わせください。

この保険の販売資格について

この保険は、「変額保険販売資格」を持つ生命保険募集人のみが募集することができます。募集代理店または募集代理店の取扱担当者(生命保険募集人)の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命カスタマーサービスセンター[TEL 03-5789-1310 9:00～17:00(土・日・祝日のアクサ生命休業日を除く)]までご連絡ください。

生命保険募集人について

募集代理店または募集代理店の取扱担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者(保険媒介者)で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

この商品に係る指定紛争解決機関は、(社)生命保険協会です。

(社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。